

# 令和6年度恵那市奨学資金奨学生募集のお知らせ

募集期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）

恵那市では、向上心の高揚を図り社会的に有用な人材を育成することを目的とし、経済的な理由により修学が困難な学生に学資を貸与しています。

## ○応募資格

- (1) 本人または本人の生計を維持する方が市内に住所を有すること
- (2) 大学院または大学、短期大学、専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る）に進学する方および在学中の方（ただし、大学院の方は、大学で貸し付けを受けていなかった方に限ります）
- (3) 家庭の経済事情により修学が困難であること
- (4) 学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

## ○奨学資金の貸与額等

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1) 貸与額    | 年額48万円以内<br>年2回（6月、10月）に分けて貸与する |
| (2) 採用予定人員 | 25人以内                           |
| (3) 貸与期間   | 正規の修業年限                         |

## ○奨学資金の返還

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 利子       | 無利子                               |
| (2) 卒業後の据置期間 | 1年間                               |
| (3) 返還期間     | 貸与した期間の2倍の期間内                     |
| (4) 返還方法     | 年賦による均等払<br>(奨学資金の一部または全部の一括返済も可) |

## ○申し込み方法

同一生計者のうち昨年中に収入があった方全員の所得を証明する書類（次のうち該当する書類）および年間授業料が分かる書類を持参の上、恵那市教育委員会教育総務課までお越しください。

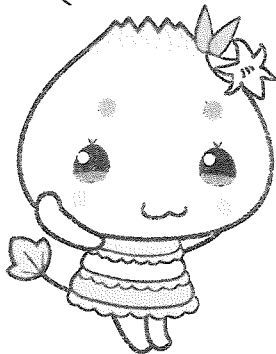
- (ア) 給与収入の証明書類：令和5年分給与所得の源泉徴収票の写し
- (イ) 年金収入の証明書類：令和5年分公的年金等の源泉徴収票の写し
- (ウ) ア、イ以外の場合：令和5年分確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）

次ページへ続く

- 受付期間 令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月29日（金）  
○選考方法 学業成績や所得状況等をもとに選考委員会で審査し決定します。  
○選考結果 5月下旬頃に本人へ文書で通知します。

### 留 意 事 項

- ◎この奨学資金は、みなさんが自立して学ぶことを援助する貸付金です。
- ◎卒業後は、自分自身が必ず返還しなければなりません。
- ◎返還が滞った場合には、法的措置により返還を請求する場合があります。
- ◎みなさんからの返還金は、今後貸与を受ける奨学生のために活用されます。



恵那市公式キャラクター  
エーナ

### お問い合わせ先

この奨学資金に関することで疑問点や分からない点などありましたら、下記のところへお問い合わせください。

恵那市教育委員会 教育総務課  
〒509-7292 恵那市長島町正家 1-1-1  
電話：0573-26-2111（内線 463）